

住宅省エネルギー性能証明書発行業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する住宅省エネルギー性能証明業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 業務規程第11条に規定する住宅省エネルギー性能証明業務手数料は次に掲げる額とする。

- 2 変更申請の手数は直前の審査をセンターが行っている場合は上記料金表の2分の1の額とする。
- 3 設計内容が特別な計算方法等による場合は別途見積もりとする。

単位：円（消費税込）

区 分	審査の条件		
	一 般	図面審査・現地調査省略※1	図面審査省略※2
標準計算法	42,000	5,000	11,000
モデル住宅法	37,000		

図面審査省略の条件は、証明を行う基準と同等の審査を行った証明書等に限る。

- ※1 センターで、フラット 35S 適合証明、建設評価（審査基準が同等のものに限る）の申請を同時に行う場合、又はそれらの証明書等を添付した場合。および、省エネルギー性の高い住宅の新築等に係る補助金事業関係書類がある場合。
- ※2 センターで、次のいずれかによる性能評価等の申請を同時に行う場合、又はそれらの証明書等を添付した場合。（審査基準が同等のものに限る）
- ・設計住宅性能評価 ・長期使用構造等確認 ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
 - ・BELS 評価 ・その他同等の審査基準が確認できる証明書等

附則： この規程は、令和4年9月15日から施行する。